

## 4 - 3 「教育方法」

### 1 . 現状の説明

#### (1)教育方法および学習指導は適切か

##### <1>大学全体

教育方法および学習指導の適切性については、いずれの学部も授業形態の柱として、少人数教育(演習・実習等)を取り入れて、密度の濃い学習指導を実践している。また、履修登録単位数に上限を設定し、単位の内実を確保することに努めるとともに、GPA の数値結果により登録単位数の調整をはかり、学習意欲を助長する工夫を導入している。そして、主体的参加を促す授業方法は各学部の特色を反映したものになっている。

##### <2>法学部

#### 1)教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本学部の教育指導上の特徴は、講義と演習を授業形態の二本の柱としている。とりわけ演習、すなわち少人数教育に重点を置き、それをより有効に活用するために、演習については、前述のように全学年のクラス規模を5名から15名程度になるよう、演習数を設定している。

講義についても、大規模授業の弊害を意識し、かつては履修者が200名を越える必修科目で100名を基準とした分割授業を実施してきたが、授業時間割の設定や教員の授業負担の問題、加えて学部新設に伴う教室確保の困難さから、現在ではこの方式の授業を廃止している。とはいえ、少人数教育を実現する演習を必修科目とすることで教育目標の達成に向けた授業形態のバランスを取っている。

#### 2)履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

本学部では、各学期の履修登録単位数の上限を原則24単位に設定している。ただし、想定される以上の学習能力を持つ学生に履修制限を課すことは、妥当性を欠くともいえるので、前学期のGPA優秀者(2.5以上)は次学期の登録数を30単位まで拡充できるという補足規定を設けている。また一部の必修科目を上限の単位計算から除外したり、4年次に対しては上限を設けないなど、導入に際しては柔軟な対応の余地を残している。履修指導については、本学部はこれまでかなり精力的、徹底的にこれに努めてきた。特に法科大学院設置時以降、毎年、履修の内容やルールが変わるといってきわめて煩瑣な事態が生じたため、履修指導はとりわけ徹底的に行われた。こうした綿密な指導が奏功し、目立った混乱なくこの過渡期を乗り切ることができた。その結果、法科大学院設置から5年以上経過した現在では、当初の煩瑣な事態はほぼすべて解消され、全学年を通じての安定的な履修指導が行われている。

本学部では、年度のはじめに必ず履修オリエンテーションを開いて、学年ごとの履修の目安や各学期開講科目の説明をするとともに、履修上の注意を促している。新入生については、4月はじめの新入生履修オリエンテーションを3日ないし4日かけて行い、徹底した履修指導を行っている。オリエンテーションによる履修指導は、上記の過渡期を経験した

こともあって本学部ではとりわけ重点項目をなしてきた。具体的な対処法として挙げられるのは、履修申告上限の制限である。各学期に定められた履修申告期限に遅れた者は、当該学期の履修申告上限が 12 単位に制限されるのである。

本学はかなり早い時期からインターネットによる履修申告を導入している。当初は、操作に不慣れな学生や不完全な申告のまま放置する学生のこと懸念されたが、1 年次前期における履修申告の指導を徹底することによって、この問題を相当程度まで克服することができた。具体的には、新入生履修オリエンテーションで、学生にインターネット申告の方法を直接実践させる時間を設けており、さらに前期の履修申告期間中に全体指導の時間を今一度設けて、操作に不安な学生の対処にあたってきた。こうした努力の結果、1 年次前期における学生の履修申告は例年ほぼ 100 パーセント無事に行われている。また、コンピュータ操作に比較的抵抗を感じない世代の入学者が増えたこともあって、近年では履修申告期間中の全体指導がもはや不要になってきている。

### 3) 学生の主体的参加を促す授業方法

本学部では、全学年に演習科目を設置することによって、制度的に対話を軸とする授業方法を取り入れ、学生の主体的参加を促しているが、それだけでなく、「模擬裁判」のように、授業への学生の主体的参加を促す体験型授業も存在する。また学生の授業改善に向けた意見反映システムを活用することで、学生の主体的参加を促している。

## <3> 医用工学部

### 1) 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本学部の教育の中心は実験と実習である。実験に先立って、内容に関する講義が行われるのが原則である。しかし、必ずしも現在のカリキュラム上、実習内容に先立って座学による講義で実習内容を扱うことのできない場合も多い。その場合は、春期休業期あるいは夏期休業期に課題を出して予習をさせている。一部の内容については、特別講義の形で補習をしている。学生は実験にあたって、実習書を予習し、実験プロトコルを実験ノートにまとめておくことが義務づけられ、実験実施前に教員によるチェックをうける。実習においては、国家試験受験準備につながる課題が行われる場合も多いが、試験問題の内容に対して、クリティカルシンキングの訓練がなされる。

英語による授業はネイティブスピーカーによる英語コミュニケーションの講義を各学期に用意しているが、専門科目についてはいまだ実施していない。

### 2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

本学部では、授業を受ける科目の予習復習に十分な時間を割り、それぞれの授業科目の修得を充実したものとするために、履修申告単位数の制限を設けている。各学期の申告科目の合計単位数は 24 単位を上限とする。ただし、前の学期の修得単位数が 20 単位以上、かつ GPA について 2.5 以上の成績をおさめた学生については、履修申告単位数の上限ははずされる。また、上限 24 単位に組み入れない科目もある。

履修科目の選択については、各学期の最初に履修オリエンテーションを実施しており、教務委員その他、担任を含む授業担当者が参加してガイダンスを実施している。特に新入生の履修オリエンテーションにおいては、学科の担任教員による個人面談を実施して、履修上の質問への対応に加え、生活上、学習上の問題点の把握と指導を心がけている。また、

成績不良学生については担任との面談、父母を交えての三者面談などを実施し、修学意識の向上と問題点の解決を図っている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P11

### 3)学生の主体的参加を促す授業方法

授業では予習・復習の必要が徹底される。特に、専門科目では毎回の小テストやレポート提出を義務づける科目が多い。

授業改善に向けた学生の意見反映システムはすでに確立しており、授業の最終日に、無記名による授業のアンケート調査が行われる。アンケートはマークシート方式によって行われ、結果は集計されて、FDのための資料として提出される。

## <4>工学部

### 1)教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

教育目標を達成するために、講義のほか、演習、実技、実験の授業形態を取り入れている。講義科目においては、90 分の授業時間のなかで学生が興味を持って授業を受けたり、考える習慣をつけさせたりするように各教員工夫を凝らしている。特に「工学ワークショップ」は、講義と実験を組み合わせた科目として、改組前から 10 年以上にわたり実施された。なお、英語の授業以外に英語で開講されている科目はない。

### 2)履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修する科目の予習・復習に充分時間を割いて単位を修得するためには、履修科目数を絞ることが必要なため、2000(平成 12)年度から各学期の履修申告単位数の上限を 24 単位とした。ただし、勉学意欲があり成績優秀な学生に対してはその意欲を殺ぐことがないように、前学期の修得単位数 20 単位以上かつ GPA2.5 以上の学生は、この上限の拘束を受けないこととした。また、実験・実技などは上限単位に含めない措置をとっている。

履修指導は主として前期および後期のオリエンテーション期間中に行われている。オリエンテーションでは、教務委員による履修に関する説明や履修モデルの配布のほか、主な授業科目における履修上の注意点などが周知される。また、担任による成績配布および成績不良者に対する個人面談を実施し、履修指導等が行われる。履修指導の結果は「成績不良者の措置に関する報告」として集約され、学生個人の指導履歴として保存されると共に、学科としての学生の状況の把握や、今後の学科運営の統計データとして利用される。

担任は、学年に 2 名割り振られるが、それとは別に、1・2 年次は「フレッシュマンセミナー」担当教員、3・4 年次は配属研究室の指導教員が実質的な担任を兼ねており、学生個々の状況に応じてきめの細かい履修指導を行っている。この実質担任による指導は、オリエンテーション以外でも日常的に行われている。また、成績不良者に通知される「注意・警告」に該当する者については三者面談を行っている。

卒業要件単位数を大幅に上回り、成績が優秀な場合は早期卒業の対応を検討する。

《資料 12》注意・警告者一覧

### 3)学生の主体的参加を促す授業方法

学生の予習・復習等の主体的な授業参加を促す授業方法としては、従来実験科目等でレポートを課したり、講義においては宿題や課題を示すなど、予習・復習を促している。また一部の情報系の科目においては、e-ラーニングシステムを取り入れ、自宅等から課題を

提出することが可能になっており、予習・復習に役立てられている。

授業改善については、授業アンケートが実施されている。

## <5>スポーツ健康政策学部

### 1)教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本学部の授業形態は、講義、演習、実習、実技に分けられる。もっとも多いのは講義形式である。

講義科目について、学部共通の専門必修科目は原則として学科単位で授業が展開されている。しかしながら、非常勤講師、あるいは専任教員が担当する一部の授業については、3学科を1クラスとした300人規模の授業も展開されている。2010(平成22)年度における300人規模の必修講義授業は9科目、100~200人規模は3科目であり、その他の必修講義科目はそれ以下の規模で授業が展開されている。なお、講義で使用されるすべての教室には、多様なメディアを活用した授業が展開できるような設備が整備されている。マルチメディアの授業への導入については、全科目のうち25パーセント程度の科目において何らかの形で導入されている。講義科目については、パワーポイントによる説明のほか、映像や図解による理解の促進などが特に大人数の授業において多く取り入れられている。実技科目においても、指導者の養成につなげるという目的から、学生のフォームをビデオで撮影し、動作分析するなどマルチメディアを部分的に活用している。こうした授業展開を支える設備として、教室に常備されているもの以外に、ビデオカメラ5台、ポータブル型OHC2台、可動式プロジェクタ3台程度が準備されている。

また、2010(平成22)年度より始まった3年次の専門演習については、2年次からゼミ選択の作業を開始し、選択に当たっての面接などにより各ゼミとも10名前後で押さえられるよう努めた。専門演習の少人数体制は、1、2年次のクラス担任制において2名の教員が1クラス20名程度の学生を受け持つという責任体制を引き継ぐもので、教室だけではなく日ごろからの研究室における学びの時間を確保し、充実した指導を実現しようとするものである。

実習科目は、事前学習・実習・事後指導等の組み合わせにより構成され、社会の現場や海外における体験を重視して活動を展開している。実習科目は特に、事前・事後の指導にきめ細やかな対応が必要とされるため、ここでは個人指導の時間も多く取りながら、実習に送り出せるかどうかを判断するという責任体制をとっており、できるだけ学外の実習先や現場に負担を掛けないよう配慮している。また、サービス・ラーニング等の実習については、教員が分担して巡回指導に当たり実習の充実が図られるよう努めている。国際コミュニケーション実習では、現地(現在のところ、韓国、ニュージーランド、中国)までの引率をワーキンググループの教員が分担して行っている。

なお、小学校教員養成にかかわる実習科目である概論科目の一部および実習を含む講義科目などでは、初期の段階から学生に実物を扱わせながら学ばせるという工夫がされており、「理科概論」や「図画工作概論」においては実習作業を含めた授業が展開されている。

体育の実技科目は、種目によって異なるが、基本的には1クラスが50~60名を超えないよう編成し、これを超える場合には抽選などにより履修を制限することがある。例えば、「テニス」の場合は、1クラス20名として6クラスを展開し、「ラグビー」は1クラス20~30

名程度で3クラス、「バドミントン」は1クラス40名程度で3クラス、「ソフトボール・野球」は1クラス50名程度で6クラスを展開し、「ダンス」3クラスはそれぞれ抽選により40～60名程度に受講生を制限した。

## 2)履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

学生が、卒業要件である124単位の履修、指定科目の履修等を踏まえた計画的な学習ができるよう、各学年で履修登録上の上限を設定している。第1学年から第3学年まで、前期、後期ともに履修登録できる単位数は24単位までとなっている。ただし、累積GPAが3.0以上の者は、30単位まで登録することができる。第4学年については制限を設けていない。なお、集中講義科目、実習・実技科目で半期あたりの単位数が1単位の科目、演習科目等、登録制限の対象にならない科目もあるが、そのことについては「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に示されている。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック2010年4月PP21-37

## 3)学生の主体的参加を促す授業方法

学生の主体的参加を促すための授業方法は各教員に任されている。しかしながら、それを促す制度として、本学部では、2年次が修了するまでに修得した卒業要件単位数が48単位未満の場合、3年次に進級できないことになっている。したがって、3年次に配当されている開講科目を履修できなくなる。ただし、留年した年の前期に修得した卒業要件単位数が72単位に達した場合は、3年次開講科目が履修できるという救済措置も設けられている。また、次のセメスターに進む際、修得した卒業要件単位数が一定の基準を満たさない場合は、保証人宛に「警告」または「注意」の文書が送付されることになっている。このことは、学生に配布される「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に明示されている。

「警告」および「注意」に該当する学生は、当該時期の教授会において報告される。第1学年、第2学年の「警告」や「注意」に該当しそうな学生について、クラス担任はクラスミーティングへの出席状況やその際に他の学生から収集する情報によって事前におよそ知りえており、指導も行っている。しかしながら、2008(平成20)年度、および2009(平成21)年度の「注意」、「警告」の学生数は、資料のとおりである。

学生が主体的に授業に臨むことができるようにするために、履修指導は、第1学年については、入学時オリエンテーション時と9月に、教務委員会の教員が行なっている。第2学年、第3学年の学生に対しては、各学年とも学部共通(3学科合同)で、前期は4月上旬に、後期は9月上旬に実施している。なお、履修指導の際に、成績表が各自に配布されるので、履修に関する詳細な指導は、それに合わせたクラスミーティングやゼミを通じて担当教員によって展開される。履修登録はすべてWeb上で行なっており、学生が明らかな履修登録ミスをしたり、積極的にクラス担任や教務委員に相談に来なければ、オリエンテーション時に指導を受けることになる。

本学部においては、第2学年終了時に48単位を修得していない場合留年となる。こうした留年者に対する履修指導については、学部教務委員会の教員が分担して個別に対応している。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック2010年4月PP33-34

《資料122》注意・警告者数一覧

## <6>法学研究科

### 1) 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本研究科では、大学の早期卒業生の受入れをはじめ、定年退職後に入学してくる者、有職社会人、さまざまな国籍の留学生など極めて多様な学生が学んでいる。それぞれの生活状況に応じて各教員の判断で授業や論文作成の指導をフレキシブルに行っている。

英語による授業については、全面英語の授業というよりも、各授業の一部を英語で補うことが、学生の語学力に対応して行われている。

### 2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修科目登録の上限設定はない。研究科専攻長および教務委員による入学当初の履修指導において、修了要件についてのガイダンスを行うほか、各指導教員も、研究目標に従った履修指導を行う。制度的には、指導教員は、担当する個々の学生の成績表を学期ごとに学生に手渡し、担当学生の履修手続きにおいても指導教員が承諾しなければならないように設計しており、指導に万全を期している。

### 3) 学生の主体的参加を促す授業方法

多くの授業がマンツーマンに近いため、次回までの課題や中間報告の日程など、常時話し合いながら進めている。

### 4) 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

入学試験実施の段階から、詳細な研究計画書を提出させ、複数の教員が、問題点を問いただし、研究計画を練っている。修士論文については、担当指導教員の承認を経て、9月に論文タイトルを教務課で登録することとし、この段階で内容構想が固まっているよう指導している。

## <7>工学研究科

### 1) 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本研究科では、数名程度から多くても10名程度の専門性を重視した授業となるため、ほとんどが対面の講義となる。授業では、ビデオ、パワーポイントなどのビジュアルを生かした講義方法を積極的に取り入れている。その内容には、最新の学術雑誌に投稿された論文の輪読や教授陣の最新研究成果の発表も含まれている。

英語の授業では、ネイティブスピーカーによる「英語プレゼンテーション」や「技術英語特論」があり、その他専門科目でも英語の教材を用いている。特筆すべきは、英語の授業を補うものとして桐蔭医用工学国際シンポジウムを毎年開催し、海外の研究者、技術者の英語による講演を聴講し、すべての大学院生が英語で研究発表することを義務付けている。

### 2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

各学期の初めにオリエンテーションを開催し担当教員が履修指導、学習指導を行っている。さらに各指導教員が大学院生の履修状況を確認し、捺印する制度をとっている。また、指導教員は、担当する個々の大学院生の成績表を学期ごとに手渡すことにより履修状況を把握している。

### 3) 学生の主体的参加を促す授業方法

もともと少人数の授業であるため、ほとんどの場合、大学院生と対面の授業となり、理

解度に合わせた授業を展開している。

#### 4) 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

修士課程においては、指導教員による「特別実験」「特別演習」「特別研究」が必修として課せられている。「特別実験」の内容は、実験系の専門分野ではそれぞれの研究分野にとって必須の実験・実習技術の修得、情報系の専門分野では計算機に関するスキルの修得であり、「特別演習」は関連分野の学术论文の講読・紹介、具体的研究方法の修得、問題解決のための構想発表と討論などを含んでいる。そして、「特別研究」は各自のテーマについての研究、結果の集約と検討、修士論文作成、成果発表(プレゼンテーション)へのトレーニングである。一方、博士後期課程では、もっぱら「特別演習」と「特別研究」(博士論文へ向けての研究)が中心となる。

### (2)シラバスに基づいて授業が展開されているか

#### <1>大学全体

シラバスについては、前回の認証評価を契機に内容を一新し、全授業科目共通の項目を設定した。全科目につき「本科目のねらい」「教科書」「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「履修条件(学生への要望)」「授業計画」等について作成している。なお、医療技術者養成に必要な科目については、厚生労働省の基準に準じてシラバスを設定している。シラバス作成の手順は、各学部等で次年度カリキュラムの決定が行われた後に、学務部から予定された授業担当教員にシラバス作成を依頼し、取りまとめ、Web上で閲覧できるようにしている。

シラバスと授業内容の整合性については、授業の最終回に行われる授業アンケートに「シラバスの記載内容が履行されたかどうか」に関する項目がある。これによって、各教員は、自分の担当授業の内容とシラバスについて検証することができる。

学生のシラバス利用が課題となっている学部もあり、シラバスの形式面からその利用面に課題がでている。もっとも、形式面でも進展があり、2011(平成 23)年度からシラバスの公開に踏み切る。

#### <2>法学部

##### 1) シラバスの作成と内容の充実

シラバスについては、全科目につき「本科目のねらい」「教科書」「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「履修条件(学生への要望)」「授業計画」等について作成している。シラバスの形式的な基本要件は満たしている例が多い。

##### 2) 授業内容・方法とシラバスとの整合性

前回の認証評価申請時には、内容・体裁など利用に適したシラバスを工夫するよう「助言」を受けたが、これについては、まず冊子形態から CD-ROM 化を経て、現在は Web 上で閲覧できるように対処した。次に、学期初頭のオリエンテーションを通じて、シラバスにある履修上の注意を十分に理解した上で履修するよう、学生に指導している。また教員に対しては、1年次の「フレッシュマン・ゼミ」を中心に、授業でシラバスの利用方法とその説明を徹底するよう周知している。シラバスの記載内容が履行されたかどうかは、学生の授

業アンケートに当該チェック項目があり、教員は自己点検だけでなく、アンケート結果を通じても確認できるようになっている。

### <3>医用工学部

#### 1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスにおいて、「履修条件(学生への要望)」を明確化している。医療技術者養成に必要な科目については、厚生労働省の基準に準じてシラバスを設定しており、講義内容はシラバスに沿って実施している。ただし、教育方法については、担当する教員により毎年見直しが行われ、学科の教育目標に沿って学生の理解度に合わせて教育方法は修正されている。

「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「授業計画」はシラバス中に記載されているので、学生は予習をすることが可能である。

《資料 15》シラバスネット

#### 2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業はシラバスに沿って行われることとなっており、特定の開講日の授業内容について、シラバスで確認できることになっているので、受講生はシラバスを通じて授業の内容を予習することができる。授業の最終回に行われる授業アンケートに「シラバスの記載内容が履行されたかどうか」に関する項目があり、シラバスに沿った授業が行われるべきことについて、教員はアンケート結果によって検証することができる。授業の進行にともなって、当初の授業進行に変更が生じる場合も多いが、補講期間あるいは土曜日などに補講を行うなどにより弾力的な授業を展開している。

### <4>工学部

#### 1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスは毎年度作成され、2000(平成 12)年度からは各年度はじめに CD で配布されていたが、2010(平成 22)年度からは CD 配布を廃し、Web 上で閲覧できるようにした。

このページは履修申告用の Web ページと同じサーバで管理され、学生は履修申告時に直ちにその科目のシラバスを閲覧できるように配慮されている。

教員におけるシラバスの作成も基本的にインターネット経由で行われるが、書式が決まっており、「本科目のねらい」「教科書」「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「履修条件(学生への要望)」「授業計画」等が明示されている。

《資料 15》シラバスネット

#### 2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業は、シラバスに沿って行うことになっており、授業の最後に行われる授業アンケートに「シラバスの記載内容が履行されたかどうか」に関する項目もある。

シラバスの授業計画は授業の回ごとに記述されており、また授業は基本的にテキストを使用するので、予習できる状態である。ただし、授業の進行状況に応じ、授業計画からずれることもあるので、授業の最後には、次回の予告を行うなどの配慮をしている教員が多い。



## <5>スポーツ健康政策学部

### 1)シラバスの作成と内容の充実

本学部のシラバスは、他学部と共通の様式を用いて作成されている。シラバスには、「本科目のねらい」をはじめ、「教科書」、「参考文献」、「成績評価の方法と基準(必須項目)」、「履修条件(学生への要望)」、「授業計画」などの項目が記載されている。2008(平成20)年度(開講年度)は冊子として配布、2009(平成21)年度は、1年次生には冊子、2年次生にはCDで配布、2010(平成22)年度は1年次生にのみ冊子で配布し、他の学年はWebサイト上で示されたものを閲覧するシステムにした。なお、本学部のシラバスは現在学外には公開されていない。

### 2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業内容・方法とシラバスの整合性を把握する方法としては、現在のところ学生による授業アンケート結果、及び担当教員の実感による方法しか有していない。

## <6>法学研究科

### 1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスは、全教員に義務づけている。「本科目のねらい」を数百字でまとめたうえ、「教科書」、「参考文献」、「成績評価の方法と基準(必須項目)」、「履修条件(学生への要望)」、「授業計画」等の欄を設けて記入し、学生便覧と履修要項をまとめた冊子に印刷し全大学院生に毎年配布している。

《資料13》平成22年度(2010年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項 PP50-146

### 2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

国籍、実務家歴、年齢など、極めて多様な学生が対象であるため、学生数が少ないことを利して、柔軟に内容を変化させている。

## <7>工学研究科

### 1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスは、全科目に義務づけている。「本科目のねらい」、「教科書」、「参考文献」、「成績評価の方法と基準(必須項目)」、「履修条件(学生への要望)」、「授業計画」等を履修要項に記載し、大学院生に毎年配布している。

《資料14》平成22年度(2010年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 PP47-125

### 2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

シラバスに基づいて授業を行っているが、経歴において極めて多様な学生が対象であり、学生数が少ないことを利して、柔軟に内容を変化させている。

## (3)成績評価と単位認定は適切に行われているか

### <1>大学全体

成績評価と単位認定については、大学全体として授業の充実の成果が反映されるところであるとの認識のもとに、厳格にかつ最善の注意をもってあたっている。成績評価の基準はシラバスに明示する。厳格な成績評価については、学部ごとに微妙な違いがある。医用

工学部の場合、資格試験に直結する課題であるとして取り組み、法学部の場合、成績不良学生の増加に対応した検討が求められている。大学院については、マンツーマン授業についての成績評価の在り方について不透明な部分もあるが、修士論文審査のように、複数教員が担当する場合、厳格な評価が行われている。なお、全学的に成績評価は従来型の修得単位(合格・不合格の二分法)だけでなく、GPAによる評価も実施している。

## <2>法学部

### 1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

厳格な成績評価に関しては、適切に機能している。

本学部の成績評価は、S,A,B,C,Dによる合格不合格評価(Dが不合格でそれ以外は合格)とGPAによる評価の二つを採用している。成績評価は、各学期末の定期試験の他に随時試験、平素の成績、レポートなどに基づいている。定期試験の受験資格は「出席が良好な者」であり、単位の実質化をここに担保している。また各授業担当者は、シラバスにおいて科目ごとの成績評価の方法や基準を明示しなければならない。

厳格な成績評価を行うためには、まず、授業時間の確保が前提でなければならない。また、試験内容の充実や平常点を組み入れることもその前提である。本学部では、教員が学会などで講義を欠く場合は、補講期間に補講を行うことが義務づけられている。また、一方通行的な授業で一回限りの試験を行い、平常の出席状況や学習状況を配慮することなく学期末のレポートだけで成績評価を行う等の方法で成績評価をすることは許されない。そこで、ホームページを通じた複数回のレポートテーマの設定、複数回の中間的試験の実施、インターネット掲示板を利用した学習内容についての質疑応答などを行い、それを成績評価の要素としている総合する試みが多く、多くの教科で行われている。ただし、このような取り組みが全教科を網羅するという状況には至っていない。

成績評価に際しては、A、B等を大まかに付けるのではなく、100点満点での点数表記が義務づけられており、印象で成績評価するのではなく、明確な根拠に基づく具体的な評価が行われている。

成績評価に関する課題は、近年成績不良学生の割合が増加傾向にある点である。その原因を学生の基礎学力不足に求める立場があるが、もしそれが正しいならば、従来までの成績評価基準を維持した場合、成績不良者や卒業留年者を多数生み出してしまう可能性がある。とはいえ、成績評価基準を下げれば、今度は卒業時の学生の質を確保できないというジレンマに陥る。この問題については現在、教務委員会で情報収集と継続的な審議を行っている。

### 2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

本学部の単位制度については、原則として履修申告を行った授業科目についての出席を基本とし、定期試験、追試験、再試験、科目ごとの臨時試験を行うことを単位認定の原則とする。ただし授業外の学習成果を単位認定の重要な要素とすることを学部の共通の認識としており、大半の授業科目についてレポートの提出が要求されている。

なお、本学部では検定や資格、海外語学研修、学内課外授業、インターンシップ、その他教務委員会が認めたプログラムに対する単位認定を行っている。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)法学部 PP19-21

### 3)既修得単位認定の適切性

本学部における既修得単位認定については、文部科学省の定める範囲内で、入学前入学後にかかわらず大学等の修得単位 60 単位(一般教育科目、専門教育科目の順に)までを卒業要件単位として認定している。

本学部が実施している単位互換には、放送大学と横浜市内大学間単位互換制度がある。放送大学で修得できる単位数は 28 単位を上限とし、履修した単位は一般教育科目として認定されている。履修できる科目については、2002(平成 14)年度から大幅に選択の可能性を拡げて、大半の一般教育科目が指定科目になった。これによって履修科目の自由度はかなり高まった。

意欲ある学生に幅広い科目を用意し、履修の便宜を図ることを目的に 2002(平成 14)年度から始まった横浜市内大学間単位互換制度は、すでに 5 年以上の運用期間が経過しており、本学の単位互換制度として定着している。互換先大学との学期制や成績評価方法の違い、また 4 年次生の卒業判定の問題などを考慮して、本学ではこの単位互換制度の実施要領を以下のように策定している。第一に、本学の 1 年次生には互換を認めず、本学のカリキュラムでの履修に専念させること。第二に、本学の 4 年次生は原則として他大学の科目履修を認めないが、卒業単位をすでに修得済みの場合は認めること。第三に、成績評価は本学の基準に換算して表示すること。第四に、単位互換希望者については事前の履修指導を教務担当者が行い、無理のない履修であるかどうかを確かめること。修得した単位は、一般教育科目として卒業要件単位に認定されている。制度運用に際してのトラブルは、これまでのところ一度も発生していない。

## <3>医用工学部

### 1)厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

成績評価の基準については、科目の性質によって異なっている。最も厳しい評価基準が適用されているのは、実験・実習科目である。実験・実習科目の履修については、各実習項目への出席が基本であり、一回でも欠席のある場合は単位を修得することができない。実験・実習科目では、病気等やむを得ない理由で欠席する学生のために、主に夏期休業期間中に補講のための時間を設け、欠席した実習項目について再実習することができるように配慮している。しかし、原則として複数回欠席した項目について再実習をすることはできない。すなわち、複数の項目を欠席した学生は実験・実習科目を修得することができず、次年度に再履修をする必要が生じる。多くの場合再履修においては、すでに出席してレポートを提出し、合格した項目についての実習は免除される。実験・実習科目での成績評価は、予習項目についてのノートの検閲、実習レポートについての評価による。

講義についての成績評価は主に定期試験による。これに出席状況と課題提出についての評価が加味される。評点は 100 点満点をもって評価され、60 点を合格とする。S,A,B,C,D 評点に基づいて GPA への換算がなされる。これらの評価基準については、履修要項およびシラバスを通じて周知が図られている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP16-17

### 2)単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

本学部でも検定や資格、海外語学研修、学内課外授業、インターンシップ、その他履修

要項に定めたプログラムに対する単位認定を行っている。

授業外学習については、本学部ではプロジェクト研究という名前で単位化されている。プロジェクト研究では、構想発表、中間発表、最終発表およびレポートの提出が一人ひとり求められ、適切に単位認定を行っている。

### 3)既修得単位認定の適切性

本学部における既修得単位認定については、文部科学省の定める範囲内で、入学前入学後にかかわらず大学等の修得単位 60 単位までを卒業要件単位として認定している。

横浜市内の大学間で単位互換の協定を結び、適切に運用されているが、利用している学生はほとんど居ない。また、放送大学の単位や英語・体育実技、医用工学および工学に関する検定・資格なども履修要項の規定に従って単位認定される。他大学からの転入学の場合には授業科目名や単位数、該当大学などの履修要項、学生本人からの情報を元に教務担当教員が単位認定するかどうか個別に判断している。

いずれの場合にも、各学科の教務担当者が確認した後、学科会議での承認を経て単位認定を行っている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P18

## <4>工学部

### 1)厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

各授業科目の成績評価は、その科目の担当教員に完全に委ねられているが、各担当教員は、シラバス等に明示した成績評価の方法・基準に従い、学期末試験の他に、授業時間内の随時試験、出席点や平素の成績、レポートなどに基づいて厳格な成績評価を行っている。教員が教務課に報告する成績評価は、100 点満点で記載され、60 点以上が合格、60 点未満が不合格になる。

学生に対しては素点ではなく S(90 点以上)、A(80 点～89 点)、B(70 点～79 点)、C(60 点～69 点)、D(60 点未満、不合格)の 5 段階評価と、この 5 段階評価を点数化(S=4 点、A=3 点、B=2 点、C=1 点、D=0 点)した GPA の 2 種類の成績が示される。

2000(平成 12)年度から導入された GPA は、修得単位数だけに重点を置くのではなく、毎学期の成績の変動を学生が自己管理する目安として利用されている。

成績評価へのクレームは、教務課あるいは担当の教員が受け付け、教員は、報告した成績に誤りがないかチェックし、誤りがあれば成績訂正の手続きをとり、誤りがなければ、当該学生にその成績の根拠を説明することになるはずである。

本学部では、退学等の勧告は、在籍年限の 6 年間で卒業できないことが明らかになった際に担任等が行い、いわゆるキックアウト制は採用していない。ただし、前述のように注意・警告によって成績不良者を事前に把握しており、退学に至る前に指導を行うことで、極力退学者を減らす努力を行っている。

本学部では、放送大学の単位認定(上限 28 単位)、横浜市内大学間単位互換協定(平成 13 年 1 月 10 日)による単位認定(一般教育科目として認定)、英検、TOEFL<sup>®</sup>ならびに TOEIC<sup>®</sup>の成績による英語の単位認定(上限 8 単位)、スポーツに関する資格や実績による体育実技の単位認定(上限 2 単位)、基本情報技術者試験、各種無線技士をはじめとする工学部にふさわしい国家資格、公的資格、民間資格の単位認定を行っており、それらは履修要項に明示し

ている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP192-202

《資料 15》シラバスネット

## 2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

学生には、予習・復習時間を含めた 1 単位の意味については、オリエンテーション等において説明を行い、授業時間の確保(休講の場合は補講を行うなど)にも努めている。また、ほとんどの授業は出席を取り、出席率を評価している。

授業外学習については、本学部ではプロジェクト研究という名前で単位化されている。プロジェクト研究では、構想発表、中間発表、最終発表およびレポートの提出が一人ひとり求められ、適切に単位認定を行っている。

## 3) 既修得単位認定の適切性

転入学等の学生に対し、60 単位を上限に単位認定を行っているが、その場合、授業科目名や単位数、本人からの情報をもとに、教務担当者が単位認定するかどうか判断している。

単位互換については、横浜市内の大学間で単位互換の協定を結び、適切に運用されている。現在本学部では、4 科目を対象にしているが、最近では、他大学への受講も、他大学からの受講も殆どないのが実情である。

《資料 120》大学データ集表 6

## <5>スポーツ健康政策学部

### 1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

成績評価は、前期・後期にそれぞれ一定の期間を定めて行う定期試験、または授業担当教員が必要に応じて授業時間内に行なう臨時試験、およびレポート等によって行われている。実技科目の試験については、前期・後期の最終または最終に近い数時間の授業の中で行なわれている。評価の方法・評価基準は各教員に一任されており、定期試験やレポート、実技試験等を通して教育効果が最終的に成績評価として表される。

各授業の成績評価の方法および基準については、各授業科目のシラバスに明示されており、それによって成績評価が行なわれている。

《資料 15》シラバスネット

### 2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

成績評価に係わる定期試験の受験資格は、a. 受験する科目の履修申告をしていること、b. 出席回数が授業回数の 3 分の 2 以上あること(ただし、外国語コミュニケーション科目は 4 分の 3 以上)、c. 当該学期の学費、及びその他の納付金を滞納していないこと、という条件が定められている。

各授業科目の採点は 100 点満点で行われ、成績評価は S(90 点以上)、A(89~80)、B(79~70)、C(69~60)、D(60 点未満)の 5 段階で成績表に表示される。D は不合格で単位未修得となる。このことは、「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に記載されている。最終的に成績評価として表される S、A、B、C、D という評定を与える権限は科目担当教員にある。

なお、病気(診断書のあるもの)、不慮の事故・災害(事故証明があるもの)、2 親等までの親族の死亡、就職試験、その他やむをえない理由により定期試験が受験できなかった者について、授業担当教員が適当と認めた場合は追試験を行なうことがある。さらに、定期試

験または追試験で不合格になった学生に対して、授業担当教員が特に必要と認めた場合は再試験を行なえることになっている。追試験および再試験は共に受験料(1科目につき2000円)が必要である。

また、個々の学生の学習成果を統一的に把握するために本学部ではGPA方式を採用している。GPAは $(GP \times \text{単位数})$ の総和 $\div$ 単位数の総和で計算される。この計算式で用いるGPは、Sが4、Aが3、Bが2、Cが1、Dが0である。なお、GPAは学内奨学金(各学年、各学科上位2名ずつで、次期semesterにおける授業料免除)の選考に活用されている。

個人の成績評価について質問のある場合は、教務課に準備されている成績照会表を提出し、教務課から担当教員にその文書が送られ、問い合わせには教員が文書で応じるという方法を取っている。この方法の周知については、クラス担任、ゼミ担当教員から学期ごとの成績表が配布される際に学生に伝達している。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック2010年4月P44

### 3) 既修得単位認定の適切性

本学部は、開講間もないこともあって国内外の大学等との間で独自に単位互換を行っていない。大学としては、横浜市内大学間単位互換協定に加盟しており、事前に教務課に申し出ることによってこの互換協定参加大学での開講科目を履修することもできるが、本学部においては、この単位互換制度により修得した単位を卒業要件単位として認めることはしていない。この制度の取り扱いについては、完成年度である2011(平成23)を待って検討したいと考えている。

## <6>法学研究科

### 1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

修士課程、博士後期課程ともに、授業科目の単位については、試験または、学生の研究報告により評価している。

成績評価に対するクレームは、明文の規程はないが、担当教員で直接解決しない場合は、専攻長が対応している。

### 2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

教員は学生に対してマンツーマンに近い授業形態となっているため、出席状況に加え、学習成果も厳密に評価できる。

### 3) 既修得単位認定の適切性

他大学の大学院での履修が可能であり、その場合は単位認定される。認定単位の上限は10単位としている。具体的には、神奈川県大学院学術交流協定を結び、他大学院での履修が行われている。

## <7>工学研究科

### 1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

本研究科の成績評価は、A,B,C,Dによる合格不合格評価(Dが不合格でそれ以外は合格)を採用している。成績評価は、各学期末の定期試験の他に随時試験、平素の成績、レポートなどに基づいている。また、各授業担当者は、シラバスにおいて科目ごとの成績評価の方法や基準を明示している。

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 P48

## 2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

教員は学生に対してマンツーマンに近い授業形態となっているため、出席状況に加え、学習意欲も成果も厳密に評価できる。

## 3) 既修得単位認定の適切性

他大学の大学院での履修が可能であり、その場合は単位認定される。認定単位の上限は 10 単位としている。具体的には、「神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定校」の協定を結び、他大学院での履修が行われている。

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 P10

## (4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

### <1>大学全体

教育成果の定期的な検証等については、授業アンケートを実施し各学部の集計結果を学部長および各授業の集計結果を担当教員に配布し、成績との照応ができるようにしている。なお、2010(平成 22)年度は授業アンケートを実施していない。また、ファカルティ・デベロップメント(FD)への取組みについては、各学部の教育内容や方法の特性に応じて行っている。法学部の授業見学会はすでに 5 年にわたり実施されている。

### <2>法学部

#### 1) 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な試みとして、本学部で実施されているファカルティ・デベロップメント(FD)には、教員相互による授業見学会および学生による授業アンケートがある。

FD への取組みは、本学では 1998(平成 10)年 10 月の大学審議会答申以前からその必要性を察知し、様々な形で実施してきた。FD なる名称を掲げての実施は 1998(平成 10)年 6 月以降である。前回の評価申請時には FD を活性化するよう「助言」されたが、改善報告書にも記したように、近年本学部では 1 年次の「フレッシュマン・ゼミ」担当者に限定した FD や、学生のカウンセリングをテーマとした FD など、多様な形態の FD が継続的に行われている。これは学部が抱える多様な問題、課題に、学部全体が組織として克服、解決に取り組む必要があるという問題意識に基づいている。

授業見学会については、2006(平成 18)年度以来、教員の教育指導方法を改善するために定期的に実施している。毎回 3 名から 5 名程度の指名された教員が実施する授業を見学して、報告書を作成するというものである。報告書には「参考にしたいと考える点」という項目が用意されており、その記述を通じて指導方法を啓発することを狙っている。提出された報告書を全体として見た場合、授業見学会に対する教員の反応はおおむね好評であり、「授業方法改善の参考になった」「刺激的であった」との感想が多数寄せられている。その意味でこの授業見学会は、現時点において所定の目標を達成できているということが出来る。今後は、マンネリ化して形骸化することなく、例えばこの授業見学会の結果をさらに

FD 資料としてまとめることや、授業方法の異なる講義科目と演習科目のそれぞれに対する見学会を行うなど、一層の組織的な改善を企図しているところである。

学生による授業評価の活用状況については、組織的な取り組みとしてかなり早くから実践している。授業評価は各学期末に、無記名で、成績評価に影響しない旨を明示して実施している。アンケートによる授業評価については、前回の評価申請時には「授業改善のためのフィードバックの方法が不明である」との「助言」がなされた。この点については、前回の自己点検報告書の中でもすでに「FD への取り組みと連動して検討することを考えなければ、アンケートを実施するという行為だけで教員は自己満足化し、その結果が組織的な教育改善に結びつかなくなる恐れがある」と指摘していたのであるが、その後、2007(平成19)年度以降には、個々の授業の集計と全体の集計とを行うようになり、それぞれについて個々の講義担当教員にその結果を通知するとともに、全体集計については大学ホームページ上に掲載して、評価の活用と教員の意識改善につとめている。

《資料 93》大学ホームページ(点検・評価)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/intro/check.html>

### <3>医用工学部

#### 1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

本学部では、2004(平成16)年度より学部内の教務委員会がFDを実施し、学生全般に関わる教育指導の向上を目標として、「わかりやすい授業」「学修へのモチベーションを与える授業」を心がけ、その方法を工夫し、他の教員の授業を参観する機会を持って授業改善に努め、新しい試みの成果および問題点について情報交換を行ってきた。年度ごとに掲げられたFDのテーマは以下のようなものである。

2006(平成18)年度:「学生の実態把握と今後の指導に関するFD」と題し、学生アンケートのまとめや成績実態などをもとに、学生の気質や心理などを理解し今後の教育指導について議論した。

2007(平成19)年度:工学系各学科におけるFDの取組について発表し、意見交換を行った。テーマは、「臨床工学科における学生教育の取り組み」「生命・環境システム工学科における少人数教育・個別指導の取り組み」「電子情報工学科のめざす教育とその取り組み」「ロボット工学科のマイコン教育の強化に対する取り組み」であった。

2008(平成20)年度:高校生の動向を探ることを目的として「高等学校の近況報告と情報提供」と題し、元高校教員からの実体験の報告を受け、今後の教育改善に取り組む方向性を論議した。

2009(平成21)年度:教員に対する研究倫理に関して、「ライフサイエンスにおける生命倫理・安全に対する取り組み」と題し、当大学の臨床研究倫理委員会責任者から報告があり、現状における研究倫理の重要な点を学習した。

2010(平成22)年度:『国家資格取得を目指す教育プログラム』と題し、臨床検査技師および臨床工学技士を育成するプログラムの進捗状況、その特徴と問題点について、医用工学部教員のみならず、工学部教員も交えて、研修を行った。

### <4>工学部



#### 1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

授業内容・方法の改善を図るものとしては、授業アンケートおよびそれをもとにしたFDが考えられる。授業アンケートについては、従来全授業科目について実施されていたが、ゼミなどの少人数の授業など、授業アンケートの主旨に合わないものもあるので、最近は必修科目および比較的受講者の多い主要な科目のみでの実施になっている。

回収されたアンケート結果は、授業担当者本人にも開示されるほか、全体的な結果も公表され、おおよその学生の満足度や傾向を調べることができるので、それを参考に授業内容等を改善している。

組織的な取組みとしては、工学系全教員が出席する教員会議に学生アンケート結果を持ち寄って検討している。また、お互いの授業を視察し、評価や各学科におけるカリキュラムの工夫等を発表し合うなどを行ったことがあるが、定期的ではなく、授業方法の改善については、教員個人の裁量または当該科目に関係の深い教員グループでの話し合いによって実施されている。

### **<5>スポーツ健康政策学部**

#### 1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

本学部は開講3年目とあって、まだ授業内容および方法の改善を図るための組織的研修や研究が適切に行われているとは言いがたい状況にある。現在のところ、授業内容および方法の改善を図る拠り所は、学生による授業アンケート、および各教員の自己評価のみである。授業アンケートについて、2008(平成20)年度は、前期、後期とも全学共通の評価表(マークシート方式のカード)を用いて授業アンケートを実施したが、2009(平成21)年度は、少なくとも1年に1回は各教員が担当しているいずれかの授業科目で授業アンケートを実施するという原則の下、学部自己点検評価が指定した授業科目について実施することとした。2010(平成22)年度は実施していない。全教科についての実施から変更した理由は、学生が負担を感じ回答が杜撰になるというデメリットを考慮してのことである。結果は前期、後期とも担当教員にフィードバックされるが、フィードバックされた結果を各教員がどのように活用し、授業改善に役立てたかまでは追跡できておらず、その活用方法は教員任せになっている。

### **<6>法学研究科**

#### 1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

極めて小規模な組織であるため、毎月の法学研究科委員会において全員で検討している。また、法学部と教員が重なるため、法学部のFDにジョイントして検証している。

### **<7>工学研究科**

#### 1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

医用工学部、工学部と教員が重なるため、工学系のFDに参加し、検証している。  
(医用工学部の項参照)

## 2. 点検・評価

### <1>大学全体

教育の中身の充実が大学改革の最優先課題であるとの認識に立ち、大学全体として教育方法の改善に取り組んできた。効果が上がっている事項として、法学部の授業見学会による授業方法改善への啓発、医用工学部の資格取得に目標をすえた指導、スポーツ健康政策学部のクラスミーティングによる学生の受講指導などがある。改善すべき事項として、法学部は学生のシラバス利用の低調さ、医用工学部は基礎学力の底上げ課題がある。

### <2>法学部

#### 効果が上がっている事項(優れている事項)

教育方法については、履修指導と教育改善の組織的な取組み、そして多様な単位認定を通じての教育効果の増大を評価することができる。1年次前期における徹底した履修指導や申告遅延者に対する罰則規定などが奏効して、本学部ではカリキュラム再編成の混乱期だけでなく、現在もなお履修申告がきわめて安定的に行われている。また教育改善については、大学ではなかなか実現しにくい授業見学会を早くから組織し、指導方法の啓発に成功している。多様な単位認定については、幅広い見地からの人間力の育成という見地に照らして、充実した制度の整備に成功していると考えている。

#### 改善すべき事項

まず、シラバスについては、前回の評価申請時以来相応の改善策を講じてきたが、現状を見るとまだ十分な有効活用はされていない。シラバスが「授業に関する大学と学生との契約書」であるという意識の希薄な教員もいる。もちろん、このようなシラバスの内容や利用についての現状を憂慮し、改革しようとする議論は教務委員会を中心に存在している。他方、学生側の問題として、シラバスを事前に見ることなく授業に臨む学生は後を絶たない。したがって問題は、シラバスの内容充実以前の段階、つまり意識改革ということになるが、これに対してはいまだに有効な処方箋を見つけることができていない。

次に、成績評価については、法学部において厳格な成績評価の評価基準が一律ではないことにある。

また、単位認定については、放送大学や横浜市内大学間単位互換制度をはじめ、本学部独自の単位認定プログラムを創設して制度を整備したにもかかわらず、実際に利用する学生が少なく、せっかくの制度を十分に生かせていない。

さらに、上級学年の学生が履修オリエンテーションへの慣れから参加が少なくなり、履修指導が不十分になっていることである。とりわけ4年次生は、オリエンテーション期間中といえども就職活動などで奔走する者が少なくない。また3年次までにほぼすべての単位を取得し終えた学生も、履修オリエンテーションにわざわざ足を運ぶことを厭う傾向にある。こうした問題の解決が今後の課題である。

### <3>医用工学部

#### 効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部は医療系資格の取得が1つの目標となっており、それに伴う様々な模擬試験や学

習を実施しているため、学習のモチベーションは高い。

また、少人数教育のメリットを生かし、実験・実習を重視するカリキュラムを構成している。さらに希望する学生にはプロジェクト研究などを通して個別対応を行っており、これらに参加する学生のモチベーションの向上および学力向上に繋がっている。

成績不良の学生に対しては担任教員が頻繁に面談を行い、特に学期当初においては保護者を交えた三者面談を行っている。これにより学生のドロップアウトを未然に防いでいる。

#### **改善すべき事項**

高等学校までの教育の状況や本学の募集形態の変化により、大学教育を受ける学生の基礎学力および学習能力が不十分なケースも存在する。これら学生に対しても大学として必要な教育を施すために、授業外における指導教員による補習的指導や「インディ・カフェ」での個別対応も含めた少人数教育を実施している。しかし、入学者の基礎学力レベルの低下の問題は著しく、学習に対するモチベーションを持ちながらも、これまでの学習経験の欠落から自学自習を行えない学生が増えている。授業ノートの取り方、自宅学習の取組みなどにまで踏み込んで個別指導を行っているが、本学部の人的・財政的なリソースからみて、高校教科内容の補修等、基礎学力底上げへの新たな対応は困難となっている。

現在、FDの課題となっているのは以下のような項目である。

学内で教授法に関する研究会を実施し、専任教員がFDの理念と方法について共通認識を持つことを努める。

学生による授業評価についてのアンケートを実施し、授業の目標、内容、方法などについて学生からの評価結果を得て、これを分析する。

従来の無記名による学生アンケートは必ずしも、授業改善のためのフィードバックとして有用でないので、アンケートの手法について改善する。

授業内容を簡略に記載したシラバスについて、その学生への有効な提示の方法、効果について再検討する。

学外で開催されるFDに関する研修、フォーラム等へ積極的に参加し、情報収集するとともに、その情報を持ち帰り、学内において情報伝達のための研究会を開催するなどして資質の向上に努める。

教員が作成したデジタル教材を学内のネットワークで共有し、それらを共同で改良できるように、環境を整える。

内外で試みられている先進的な教授法、学習法について、ワーキンググループを形成して情報を集め、研究会を実施するとともに、新規教育法の効果进行评估する方法を検討する。

#### **<4>工学部**

##### **効果が上がっている事項(優れている事項)**

評価基準等もシラバスに明記することにより、評価の透明性も高まり、学生から成績に関するクレームに対しても説明しやすくなった。

##### **改善すべき事項**

教員については、シラバスを作成することにより、授業内容を毎年度始めに組み立てる作業を行う必要があるため、授業が一層計画的に行われるようになったと考えられる。し

しかし、学生にシラバスを読むように指導しているが、授業アンケート等を見ると、多くの学生がほとんど見ていない。また教員がシラバス通りに授業を行っているか否かのチェックも、授業アンケートのみであり、その授業アンケートは受講者の多い科目や必修科目等に限定されているので、それ以外の授業科目については、チェック機能を検討したい。

#### <5>スポーツ健康政策学部

##### 効果が上がっている事項(優れている事項)

教員による成績評価については、その方法や基準がシラバスに明記されているので、学生による成績照会は見られるものの、担当教員と学生との間で問題が生じたことはない。

##### 改善すべき事項

特に1・2年次の300人規模の講義では、授業が騒々しいとの報告が授業担当者、および受講者の一部から報告が上がっている。こうした問題については学生委員会で議題として取り上げ、改善方法を議論し、クラスミーティングでの指導をはじめ多様な方法で対処しているが、学生の受講態度の改善については、まだ多くの課題を残しているといえる。

実技における効果的な教育を実現するための受講人数を考えた場合、より少人数でのクラス展開を実現したところであるが、それを保障できる施設が充実していないことから、現状を考慮しつつ、徐々に改善できる方法を模索する予定である。

卒業要件において、修得した卒業要件単位数が満たない学生に対する「注意」、「警告」の発令数については、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科に多いことが示されている。より綿密に学生の出席状況、学習状況を把握するとともに、クラス担任、ゼミ担当教員が早期に支援できるよう努力すべきであると考えている。

現在、学生による授業アンケートはすべての授業では実施していない。したがって、すべての教科について、その整合性が点検されているわけではない。

実習科目のうち、サービス・ラーニング実習、インターンシップ実習、国際コミュニケーション実習については、授業と重ならない期間を利用して実習が行なわれているため、授業を欠席することは無いが、介護体験実習については、受け入れ先の都合で授業を欠席せざるを得ない状況も生じている。その扱いについて、現状は、当該授業担当者の適切な配慮にゆだねているが、今後、共通理解が図られるような取り決めも検討する必要があると考えている。また、2011(平成23)年度からは教育実習も開始され、約200名の学生が履修すると思われることから、教育実習の適切な評価の在り方を早急に始めたいと考えている。

授業内容および方法の改善について組織的研修・研究が十分展開されていないのは、開講間もない状況の中で学部教員それぞれにまだ戸惑いがあること、そして、学部FD委員会はその機能を十分発揮できていないことによるものであると考えている。入学者の学習状況もおよそ把握できつつあることから、今後、授業内容や方法の改善について具体的な取り組みの方針を明示できるようにしたいと考えている。

#### <6>法学研究科

##### 効果が上がっている事項(優れている事項)

国籍、実務家歴、年齢など、学生の多様性にあわせた個別的な指導ができていていること。

### **改善すべき事項**

英語を用いた授業科目が十分ではない。

#### **<7>工学研究科**

##### **効果が上がっている事項(優れている事項)**

博士後期課程では社会人学生が多数を占めている。一方的に授業を受けるだけでなく、各自が本務として勤めている大学、企業、病院において問題、課題となっている事柄を双方向で探り合い解決する糸口を見出している。

##### **改善すべき事項**

学生の授業参加の取り組み態度や意欲について把握することが十分出来ていない。

### **3. 将来に向けた発展方策**

#### **<1>大学全体**

将来に向けた発展方策については、基本的には、自学自習の習慣化および学習への興味と関心を育てるための教育方法を工夫することである。具体的には、各学部および各研究科の記載に譲るが、要点的に述べれば、法学部は学生にシラバスの利用を義務づけるなど主体的取組みを醸成させる工夫、医用工学部は国家試験対策セミナーや臨床実習の充実、スポーツ健康政策学部はFDの充実と実習科目の適切な評価方法の考案である。法学研究科は英語による授業の充実、工学研究科は学生の意見を集約して授業改善を図ることである。

#### **<2>法学部**

教育指導を充実させるために、主体的な授業取組みを醸成するような工夫の導入、例えば、シラバスの利用を義務付けて興味と関心を引き起こす方策を取り入れたい。

具体的には、オリエンテーションにおいてもシラバス利用の意味を一般的に説明するとともに、各授業の冒頭でシラバス説明を行うことにする。

#### **<3>医用工学部**

今後、国家試験合格率、および卒業生のキャリアパス開拓についての客観的成果によって社会的な評価・検証を受けることになる。学生の可能性を具体化することに学部のリソースを注入することが肝要である。具体的には国家試験対策セミナーや臨床実習の充実があげられる。

FDの課題に対しては上述のような様々な問題意識を共有している。これらの教習した意識を学部のFD委員会で一つひとつ取り上げて、授業改善の充実を図る。

#### **<4>工学部**

2009(平成 21)年度までは、シラバスを CD でのみ配布しており、2010(平成 22)年度からは Web 上で閲覧できるようになったが、シラバスを見る学生が増加しなかった。そこで2011(平成 23)年度よりシラバスネットと履修システムとがリンクして、履修申請しようと

している科目のシラバスを履修申告画面からワンクリックで表示できるシステムに改良される。したがって、これをオリエンテーション等で周知することにより、シラバスを見る学生は大幅に増加することが期待できる。

#### <5>スポーツ健康政策学部

学部 FD 委員会の活動を充実させることを通じて、各教員が、授業内容・方法とシラバスの整合性について自己点検したかどうか確認できる方策を考える。特に、実習科目について適切な評価の方法を検討する。また、実習に伴う授業欠席の扱いについて適切なあり方を検討する。

教育指導の充実のために、学部 FD 委員会活動の充実化を図り、各教員の授業内容とシラバスの整合性について自己点検し、確認する方法を考える。また、授業アンケートの活用方法を検討する。このような方策を検討し、実施することにより、授業を欠席しがちな学生への指導を徹底させ、学生全体の質の向上をめざす。

#### <6>法学研究科

国際化に対応できる人材を育てるために、今以上に英語を用いた授業を充実させたい。

#### <7>工学研究科

大学院生の要望に即した授業が行えるように意見の集約ができるシステムを構築する。また、大学が何を提供できるかが明確に把握できるようなシラバスを作成し開示する。

## 4 . 根拠資料

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月

《資料 13》平成 22 年度(2010 年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項

《資料 15》シラバスネット

《資料 93》大学ホームページ(点検・評価)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/intro/check.html>

《資料 120》大学データ集

《資料 122》注意・警告者数一覧